

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・保安林の指定（3件）	林 政 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	"
◎ 公 告	
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画の変更	漁 政 課
・土地改良区の定款変更の認可	農 村 整 備 課
◎ 公安委員会告示	
・運転免許取得者等教育の認定	運 転 免 許 管 理 課
・運転免許取得者等検査の認定	"
◎ 人事委員会公告	
・令和4年7月5日付け長崎県公報第11132号中長崎県警察官I類（男性）A採用試験〔第2回〕の実施の一部変更	人 事 委 員 会 事 務 局
・令和4年7月5日付け長崎県公報第11132号中長崎県警察官I類（女性）A採用試験〔第2回〕の実施の一部変更	"
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長 崎 県 公 立 大 学 法 人

告 示

長崎県告示第610号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年9月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
五島市松山町349の2、356から358まで、505の1、506、510、511、512の9、513、531の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第611号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年9月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

五島市奈留町大串字大脇巣枕728の2、729の2、733の1、737、743

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第612号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年9月27日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

平戸市大石脇町字納屋ノ下660の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路線名 有川新魚目線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町丸尾郷字平417番地先から 南松浦郡新上五島町丸尾郷字平312番1地先まで	前	11.6~22.7	124.1	
	後	14.2~22.7	123.8	

長崎県告示第614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年9月27日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川新魚目線	南松浦郡新上五島町丸尾郷字平312番1地先から 南松浦郡新上五島町丸尾郷字平312番1地先まで	令和4年9月27日

公 告**地籍調査の成果の認証（公告）**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和4年9月27日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った 者の名称	調査を行った 時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
長崎市	H30年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 城栄町等2単位区域	令和4年9月15日
長崎市	H30年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 旭町等2単位区域	令和4年9月15日
長崎市	R元年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 飯香浦町第1	令和4年9月15日
大村市	R2年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 三浦第一	令和4年9月15日
大村市	R2年度から R3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 三浦第二	令和4年9月15日

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年9月27日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ東諫早店
長崎県諫早市長野町1639番1 外15筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
廃棄物等の保管施設の位置
- 3 意見書の概要
(1) 意見書を提出した者
諫早市長 大久保 潔重
(2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
(1) 縦覧期間
公告の日から1月間
(2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び諫早市経済交流部商工観光課

有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画の変更（公告）

有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画を変更したので、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第8項の規定により準用する同条第7項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年9月27日

長崎県知事 大石 賢吾

（「次のとおり」は省略し、その計画書を長崎県水産部漁政課に備え置いて縦覧に供する。）

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和4年8月9日総代会議決）を認可した。

令和4年9月27日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 島原深江土地改良区
認可年月日 令和4年9月15日

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第42号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第1項の規定に基づき、運転免許取得者等教育の認定をしたので、法第108条の32の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年9月27日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

- 1 法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
(1) 森産業交通株式会社
長崎市矢上町7番11号
代表取締役 古本 彩花
(2) 株式会社浦上自動車学校
長崎市赤迫3丁目19番1号
代表取締役 中ノ瀬 愛
(3) 株式会社あたご

- 長崎市星取1丁目1番28号
代表取締役 井口 國雄
- (4) 有限会社本原自動車学校
長崎市高尾町8番41号
代表取締役 深堀 勝博
- (5) 株式会社五島
五島市浜町424番地3
代表取締役 井口 國雄
- (6) 有限会社新西海自動車学校
西海市西彼町上岳郷1238番地3
代表取締役 松尾 泰彦
- (7) 株式会社諫早自動車学校
諫早市小船越町920番地4
代表取締役 谷川 秀広
- (8) 株式会社島原自動車学校
島原市梅園町丁2870番地
代表取締役 星野 親房
- (9) 有限会社ユーディーエス
島原市萩原2丁目5248番地1
代表取締役 吉田 謙治
- (10) 株式会社カワタナ
東彼杵郡川棚町百津郷296番地37
代表取締役 下田 定道
- (11) 株式会社佐世保自動車学校
佐世保市早岐3丁目12番6号
代表取締役 内海 和憲
- (12) 株式会社共立自動車学校
佐世保市椎木町320番地
代表取締役 長島 正
- (13) 佐世保中央自動車学校経営委員会
佐世保市沖新町5番10号
理事長 川原 道明
- (14) 株式会社ヒューマングループ
松浦市調川町下免81番地4
代表取締役 内海 和憲
- (15) 有限会社佐世保大塔自動車学校
佐世保市大塔町27番地
代表取締役 村瀬 高広
- (16) 株式会社太陽
大村市森園町1610番地
代表取締役 中山 徹志
- 2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地
次の表に掲げるとおり

前記1の番号	施設の名称	施設の所在地
(1)	長崎自動車学校	長崎市矢上町7番11号
(2)	浦上自動車学校	長崎市赤迫3丁目19番1号
(3)	あたご自動車学校	長崎市星取1丁目1番28号

(4)	本原自動車学校	長崎市高尾町8番41号
(5)	五島自動車学校	五島市浜町424番地3
(6)	新西海自動車学校	西海市西彼町上岳郷1238番地3
(7)	諫早自動車学校	諫早市小船越町920番地4
(8)	島原自動車学校	島原市梅園町丁2870番地
(9)	雲仙自動車学校	島原市萩原2丁目5248番地1
(10)	川棚自動車学校	東彼杵郡川棚町百津郷296番地37
(11)	ヒューマンスクール早岐	佐世保市早岐3丁目12番6号
(12)	共立自動車学校・日野	佐世保市椎木町320番地
	共立自動車学校・江迎	佐世保市鹿町町深江湯150番地2
	共立自動車学校・大野	佐世保市瀬戸越4丁目5番19号
(13)	佐世保中央自動車学校	佐世保市沖新町5番10号
(14)	ヒューマンスクール松浦	松浦市調川町下免81番地4
(15)	大塔自動車学校	佐世保市大塔町27番地
(16)	太陽自動車教習所	大村市森園町1610番地

3 運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称

次の表に掲げるとおり

前記1の番号	方法の区分	方法の名称
(1)~(16)	運転免許取得者等教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号)第 1条第3号	高齢者講習同等教育

4 認定をした年月日

令和4年9月1日

長崎県公安委員会告示第43号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3第1項の規定に基づき、運転免許取得者等検査の認定をしたので、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年9月27日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

1 法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

- (1) 森産業交通株式会社
長崎市矢上町7番11号
代表取締役 古本 彩花
- (2) 株式会社浦上自動車学校
長崎市赤迫3丁目19番1号
代表取締役 中ノ瀬 愛

- (3) 株式会社あたご
長崎市星取1丁目1番28号
代表取締役 井口 國雄
- (4) 有限会社本原自動車学校
長崎市高尾町8番41号
代表取締役 深堀 勝博
- (5) 株式会社五島
五島市浜町424番地3
代表取締役 井口 國雄
- (6) 有限会社新西海自動車学校
西海市西彼町上岳郷1238番地3
代表取締役 松尾 泰彦
- (7) 株式会社諫早自動車学校
諫早市小船越町920番地4
代表取締役 谷川 秀広
- (8) 株式会社島原自動車学校
島原市梅園町丁2870番地
代表取締役 星野 親房
- (9) 有限会社ユーディーエス
島原市萩原2丁目5248番地1
代表取締役 吉田 謙治
- (10) 株式会社カワタナ
東彼杵郡川棚町百津郷296番地37
代表取締役 下田 定道
- (11) 株式会社佐世保自動車学校
佐世保市早岐3丁目12番6号
代表取締役 内海 和憲
- (12) 株式会社共立自動車学校
佐世保市椎木町320番地
代表取締役 長島 正
- (13) 佐世保中央自動車学校経営委員会
佐世保市沖新町5番10号
理事長 川原 道明
- (14) 株式会社ヒューマングループ
松浦市調川町下免81番地4
代表取締役 内海 和憲
- (15) 有限会社佐世保大塔自動車学校
佐世保市大塔町27番地
代表取締役 村瀬 高広
- (16) 株式会社太陽
大村市森園町1610番地
代表取締役 中山 徹志
- 2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地
次の表に掲げるとおり

前記1の番号	施設の名称	施設の所在地
(1)	長崎自動車学校	長崎市矢上町7番11号
(2)	浦上自動車学校	長崎市赤迫3丁目19番1号

(3)	あたご自動車学校	長崎市星取1丁目1番28号
(4)	本原自動車学校	長崎市高尾町8番41号
(5)	五島自動車学校	五島市浜町424番地3
(6)	新西海自動車学校	西海市西彼町上岳郷1238番地3
(7)	諫早自動車学校	諫早市小船越町920番地4
(8)	島原自動車学校	島原市梅園町丁2870番地
(9)	雲仙自動車学校	島原市萩原2丁目5248番地1
(10)	川棚自動車学校	東彼杵郡川棚町百津郷296番地37
(11)	ヒューマンスクール早岐	佐世保市早岐3丁目12番6号
(12)	共立自動車学校・日野	佐世保市椎木町320番地
	共立自動車学校・江迎	佐世保市鹿町町深江潟150番地2
	共立自動車学校・大野	佐世保市瀬戸越4丁目5番19号
(13)	佐世保中央自動車学校	佐世保市沖新町5番10号
(14)	ヒューマンスクール松浦	松浦市調川町下免81番地4
(15)	大塔自動車学校	佐世保市大塔町27番地
(16)	太陽自動車教習所	大村市森園町1610番地

3 運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称

次の表に掲げるとおり

前記1の番号	方法の区分	方法の名称
(1)~(16)	運転免許取得者等検査の認定に関する規則 (令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。)第1条第1号	認知機能検査同等検査
	認定検査規則第1条第2号	運転技能検査同等検査

4 認定をした年月日

令和4年9月1日

人事委員会公告

令和4年7月5日付け長崎県公報第11132号中長崎県警察官I類(男性)A採用試験[第2回]の実施の一部変更(公告)

令和4年7月5日付けで公告した長崎県警察官I類(男性)A採用試験[第2回]の実施の公告について、次のとおり変更する。

令和4年9月27日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

- 1 長崎県警察官Ⅰ類（男性）A採用試験〔第2回〕の実施の公告
6の第1次試験の(2)に掲げる試験の実施日及び(4)の第1次試験合格者発表について、次のとおり変更する。
なお、1の対象となる職から5の受験資格まで、6の第1次試験の(1)及び(3)、7の第2次試験から11のその他に掲げる部分は、令和4年7月5日付けで公告した内容のとおりである。

- 6 第1次試験

- (2) 試験の実施日

- 令和4年10月16日（日）

- (4) 第1次試験合格者発表

- 令和4年10月24日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

令和4年7月5日付け長崎県公報第11132号中長崎県警察官Ⅰ類（女性）A採用試験〔第2回〕の実施の一部変更（公告）

令和4年7月5日付けで公告した長崎県警察官Ⅰ類（女性）A採用試験〔第2回〕の実施の公告について、次のとおり変更する。

令和4年9月27日

長崎県人事委員会

委員長 水上 正博

- 1 長崎県警察官Ⅰ類（女性）A採用試験〔第2回〕の実施の公告
6の第1次試験の(2)に掲げる試験の実施日及び(4)の第1次試験合格者発表について、次のとおり変更する。
なお、1の対象となる職から5の受験資格まで、6の第1次試験の(1)及び(3)、7の第2次試験から11のその他に掲げる部分は、令和4年7月5日付けで公告した内容のとおりである。

- 6 第1次試験

- (2) 試験の実施日

- 令和4年10月16日（日）

- (4) 第1次試験合格者発表

- 令和4年10月24日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学シーボルト校西棟什器類一式の調達について制限付一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年9月27日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品の名称及び数量
長崎県立大学シーボルト校西棟什器類一式
 - (2) 調達物品の特質等
入札説明書等による。
 - (3) 納入期限
令和5年1月31日（火）
 - (4) 納入場所
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1 長崎県立大学シーボルト校
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) ア又はイの資格を得ている者であること。
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。
- (3) この公告の前日において県内企業（長崎県内に本店が登記されている企業及び長崎県内に店舗等を保有して営業している個人をいう。）であること。又は、この公告の前日において県外企業（登記簿上、本社の住所が長崎県外になっている企業をいう。）であっても、長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要な事項を記入のうえ、令和4年10月6日（木）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。

4 入札参加条件

この入札に参加する者で、入札説明書に掲げる例示品の同等品で納入しようとする場合は、同等品申請書を令和4年10月7日（金）12時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

5 当該業務を担当する部局

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1
（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ
（電話）095-813-5500 （FAX）095-813-5220

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和4年10月6日（木）17時00分までの間（大学の休日を除く。）
（場所）5の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和4年10月13日（木）10時00分開始

（場所）長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 12 落札者の決定方法
- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。
- 13 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) その他、詳細は入札説明書等による。
 - (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト